

十和田市立中学校部活動 地域連携推進計画



十和田市教育委員会
令和7年3月

はじめに

学校部活動（以下「部活動」という。）は、日本独自の教育システムとして長年発展し、学校教育の一翼を担ってきました。部活動は、生徒がスポーツや文化芸術に親しむ機会を提供するとともに、自主性や責任感、連帯感を育む場として、大きな教育的意義をもっています。また、比較的少ない費用負担で継続的・安定的に活動を行えることから、多くの生徒にとってかけがえのない学びの場となっています。

しかし、少子化や教職員の長時間労働といった課題に直面し、従来の運営体制を維持することが難しくなっています。こうした中、スポーツ庁や文化庁は、部活動の適切な休養日の設定や外部指導者の活用などの改革を進めるとともに、令和4年12月に『学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（以下「国のガイドライン」という。）を策定しました。このガイドラインでは、「令和5年度から令和7年度を改革推進期間と位置づけ、休日の部活動の地域移行を進める」ことが示されています。

こうした国の動向を受け、十和田市教育委員会では、市立中学校に部活動指導員を配置し専門的指導者の確保と教職員の負担軽減を進めつつ、令和4年度より「十和田市部活動地域移行検討委員会」を立ち上げ、教育委員会内で協議を重ねながら、移行に向けた具体的な方向性について検討してきました。令和5年度には取組を一步進め、スポーツ・文化団体や学校関係者、市連合PTAなどの有識者による「十和田市部活動地域移行推進協議会」を開催し、令和6年度には名称を「十和田市部活動地域連携実行委員会」に変更して、部活動の地域移行に向けた具体的な方法の検討を進めています。

十和田市立中学校部活動地域連携推進計画（以下「推進計画」という。）は、国のガイドラインや市内の現状を踏まえ、地域移行における目指す姿を明確化するとともに、円滑な移行に向けた具体的な取組内容やスケジュールを示すものです。市立中学校を主な対象としながら、地域クラブ活動の育成や関係団体との連携を通じて、地域全体で取り組むべき課題として位置づけています。部活動を地域と一体となって支えることで、生徒が多様な体験を通じて成長し、地域に活気が生まれる持続可能な仕組みを構築することを目指します。

目次

1 十和田市の現状と課題

- (1) 生徒数の減少 1
- (2) 教員の長時間労働 3
- (3) アンケート調査 4
- (4) 部活動の地域移行に向けて 5

2 基本方針

- (1) 基本方針 6
- (2) 計画の名称について 6
- (3) 地域連携の全体像 7

3 今後の取組等

- (1) 部活動の地域連携2区分・3体制 7
- (2) 部活動の地域連携に向けた十和田市教育委員会
及び学校の取組 10
- (3) 地域連携の取組スケジュール 12

4 取組を進める上での課題と対応策 13

5 その他

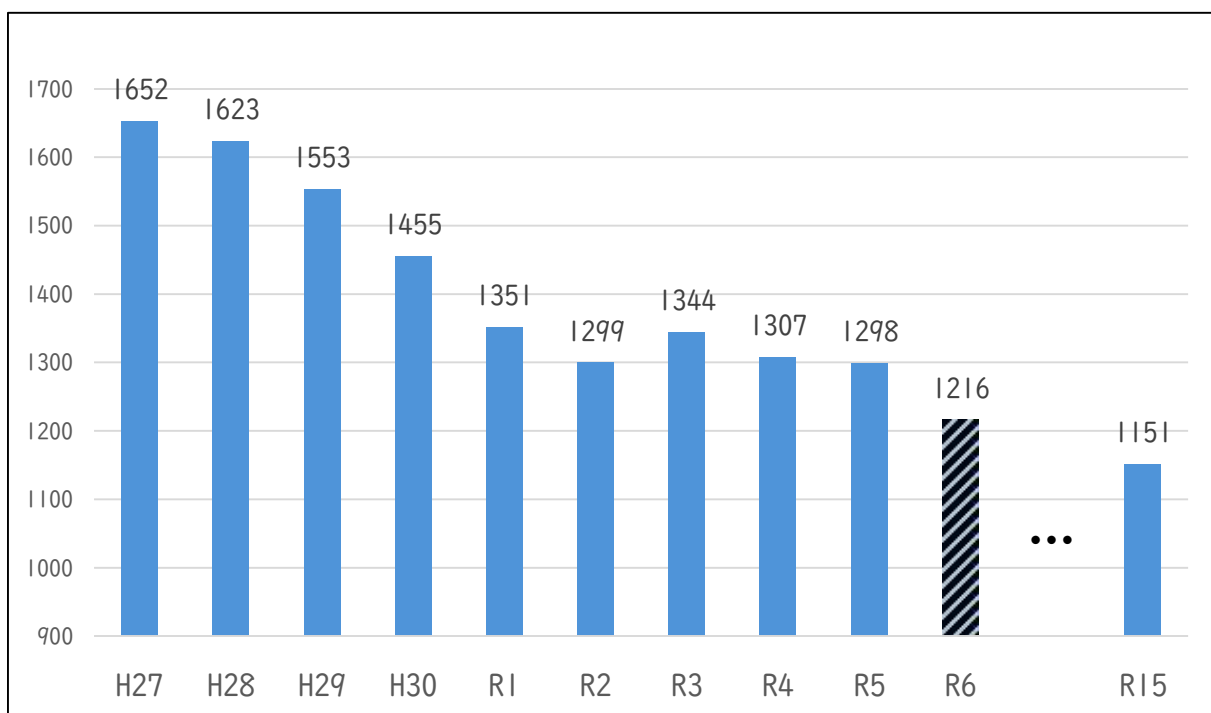
- (1) 十和田市立中学校部活動地域連携推進計画 策定経緯..... 14
- (2) 十和田市部活動地域移行推進協議会委員名簿 15
- (3) 十和田市部活動地域連携実行委員会委員名簿 15
- (4) 事務局 16

I 十和田市の現状と課題

(I) 生徒数の減少

十和田市立中学校の生徒数は、少子化の影響等により減少傾向にあり、令和6年度は、平成27年度と比較して、436名ほど減少しました。また、10年後の令和15年度には、市内13歳～15歳の人数が1,151名（附属中等の進学者数を含む）になるなど、今後も少子化が進展することが予測されます。

十和田市立中学校 生徒数推移 (令和6年5月現在)



十和田市 生徒数の予測

※情報政策課提供のコーホート変化率法による

| | | |
|------|--------------|-------|
| 10年後 | 2033 (令和15年) | 1,151 |
| 20年後 | 2043 (令和25年) | 929 |
| 30年後 | 2053 (令和35年) | 757 |
| 40年後 | 2063 (令和45年) | 588 |

生徒数が減少することに伴い、大人数でチームを編成する部活動を単一校で維持することが難しくなってきました。また、生徒数の減少により、教員数も併せて減少したため、部活動の顧問を配置できなくなったことなどにより、部活動の数も減少傾向にあります。さらに、生徒の価値観の多様化等により、希望する種目や活動内容が一致しないため、部活動に未加入の生徒も増加しています。

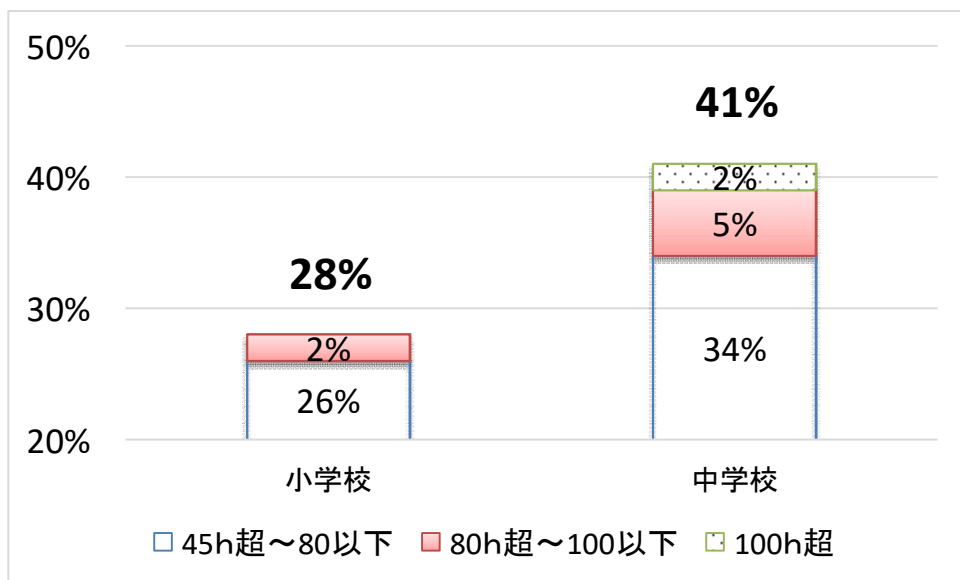
十和田市立中学校 部活動の部員数 (令和6年5月現在)

| | | 三本木中 | 十和田中 | 切田中 | 大深内中 | 甲東中 | 四和中 | 東中 | 第一中 | 十和田湖中 | 合計 |
|-----------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|
| 生徒数 | | 384 | 227 | 26 | 23 | 223 | 23 | 268 | 40 | 1 | 1215 |
| 陸上 | | 32 | 22 | | | 24 | 5 | 32 | 20 | | 135 |
| 野球 | | 20 | 15 | | | 10 | | 7 | 9 | | 61 |
| サッカー | | 45 | 19 | | 11 | | | | | | 75 |
| バスケットボール | 男子 | 10 | 11 | | | 21 | | 26 | | | 68 |
| | 女子 | 25 | 12 | | 7 | 14 | | 14 | | | 72 |
| バレーボール | 女子 | | | | | | | 18 | | | 18 |
| バドミントン | 男子 | | | | | 17 | | 12 | | 1 | 30 |
| | 女子 | | 31 | | | 12 | | 18 | | | 61 |
| ソフトテニス | 男子 | 10 | | | 1 | 10 | 7 | 15 | | | 43 |
| | 女子 | 35 | 9 | | 2 | 12 | 10 | 12 | | | 80 |
| 卓球 | 男子 | 27 | 21 | 4 | | | | 13 | | | 65 |
| | 女子 | 18 | 5 | 5 | | | | 12 | | | 40 |
| 柔道 | 男子 | 9 | | | | 13 | | | | | 22 |
| | 女子 | 2 | | | | 8 | | | | | 10 |
| 剣道 | 男子 | 12 | 7 | | | | | 4 | | | 23 |
| | 女子 | 2 | 4 | | | | | 7 | | | 13 |
| 吹奏楽 | | 27 | 24 | | | 15 | | 12 | 11 | | 89 |
| 美術 | | 32 | | | | | | 22 | | | 54 |
| 総合文化/文化 | | | 22 | 10 | | 23 | | | | | 55 |
| 情報科学/ コンピュータ | | 18 | | | | | | 8 | | | 26 |
| 合計 | | 324 | 202 | 19 | 21 | 179 | 22 | 232 | 40 | 1 | 1040 |
| 部活動加入率 | | 84.4% | 89.0% | 73.1% | 91.3% | 80.3% | 95.7% | 86.6% | 100.0% | 100.0% | 85.6% |

(2) 教員の長時間労働

教員の標準的な勤務時間は、8時00分から16時30分までで、土曜日と日曜日は週休日となっていますが、学校の部活動の指導業務は、勤務時間以外となるため、残業や休日出勤が常態化しています。そのため、部活動については、「教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない教師には多大な負担となっている」（文部科学省『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革』R2.9）と指摘されています。

令和5年度 十和田市立小・中学校
45時間を超える時間外勤務者数の割合



令和5年度の十和田市の時間外勤務者数の調査によると、1か月の時間外勤務の上限とされる45時間を超える者は中学校で40%を超え、小学校と比較しても多いことが分かり、その要因の一つとして部活動の指導が挙げられます。

以上のことから、十和田市学校教育指導の方針である「夢・希望・志の実現に向け、生きる力を育む学校教育の充実」のため、部活動を学校の業務から切り離し、教員の負担を軽減し、授業等の学校教育活動に力を注げるような環境づくりが求められています。

(3) アンケート調査

十和田市教育委員会では、部活動の地域移行への生徒や教員、スポーツ団体の意識を把握するため、令和5年にアンケート調査を実施しました。

【主な回答】

◆ 中学1・2年生（令和5年7月実施）

- ① 休日の地域クラブ活動への参加希望
 - ・68% 参加しようと思わない
- ② 休日の地域クラブ活動が実施される希望年度
 - ・67% 自分が卒業するまでは、今のままの部活動がよい
- ③ 休日の地域クラブ活動への意見・要望
 - ・楽しむためなら参加してみたい。
 - ・クラブ費がいくらかかるか心配。
 - ・休日は休みたい。

◆ 教職員（令和5年10月実施）

- ① 土日・祝日の部活動従事業務で負担だと思ふ項目
 - ・22% 土日の出勤自体が負担
 - ・15% 大会やコンクールの引率、指導
 - ・11% 練習指導
 - ・11% 大会やコンクールの運営、審判等
 - ・10% 練習試合や地域行事の引率、指導
- ② 報酬が支払われるなら、地域移行後も指導したいか。
 - ・35% 報酬が支払われて、専門種目が指導できるなら指導したい。
 - ・60% 報酬が支払われても、指導したくない。

アンケート結果からは、中学生は、休日も現状の部活動での指導を望んでいる割合が高く、教職員は、休日の部活動指導を負担に感じている割合が多いことが分かります。

◆ 競技団体（13団体うち11団体）・スポーツ少年団（25団体うち18団体）

（令和6年1月実施）

- ① 中学校体育大会参加要件を満たす地域クラブ
 - ・ 4団体（柔道・剣道・ハンドボール・サッカー）
- ② 部活動の地域移行の受け皿として活動できるか
 - ・ できる（バレーボール1団体のみ）
 - ※他は「できない」あるいは「わからない」
- ③ 受入れが難しいとされる要因
 - ・ 30% 指導者（指導者資格、報酬の支払い等）
 - ・ 22% 活動施設（小学生とでは規格が異なる等）
 - ・ 18% 責任の所在（保護者とのトラブル等）、事故発生時の対応

十和田市教育委員会が管轄している競技団体等において、部活動の地域移行に伴う地域クラブとなることは、現状では難しいと考えている回答が多数を占めました。問題点として、「指導者の不足」や「活動施設の不足」が挙げられているため、合同部活動の実施や部活動指導員の配置拡充等を検討するとともに、競技種目に応じた地域移行を検討する必要があります。

（4）部活動の地域移行に向けて

以上のように、「生徒数減少に伴うチーム編成の難しさ」「教員の長時間労働等の負担感」など、部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっており、学校や地域によっては存続が大変厳しい状況にあります。

そのため、十和田市教育委員会は、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するために、学校と地域社会との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備するなど、部活動の地域連携を慎重かつ柔軟に推進していきます。



2 基本方針

(1) 基本方針

- ① 生涯にわたってスポーツ・芸術文化等の活動に親しむことができる環境を整備します。
 - ・すべての子どもが主体的に多様なスポーツ・芸術文化等の活動を選択できる。
 - ・子どもの成長を支える教育的役割を果たす活動を推進する。
- ② 多様な運営主体による持続可能な体制を構築します。
 - ・部活動の地域連携（合同・拠点）を進め、外部人材を活用する。
 - ・部活動の段階的な地域クラブ活動への移行に向け、教員等の兼職・兼業を支援する。
- ③ 地域の実情に応じて段階的かつ柔軟に推進します。
 - ・休日に加え、平日の活動の可能性も検討する。
 - ・関係者から意見や助言を得ながら、柔軟に推進する。

(2) 計画の名称について

「国のガイドライン」等では、地域全体で連携して行う取組のうち、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場を学校部活動から地域クラブ活動へ、実施主体を学校から地域へ転換していくことを「地域移行」という名称で示しています。

一方、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施については「地域連携」という名称を用いています。

十和田市教育委員会では、地域の実情に応じて、学校部活動の地域連携を進めるとともに、地域クラブ活動への移行にも取り組むことから、本推進計画においては、国のガイドライン等で示されている「地域移行」と「地域連携」を組み合わせる内容で、「地域連携」という名称を用いることとします。

| 国のガイドライン | 十和田市の推進計画 |
|--|---|
| 「地域移行」 ※学校部活動から地域クラブ活動への転換 | 「地域連携」 ※学校部活動から地域クラブ活動への転換、 学校部活動における部活動指導員等の 配置や合同部活動等の実施 |
| 「地域連携」 ※学校部活動における部活動指導員等 の配置や合同部活動等の実施 | |

(3) 地域連携の全体像

十和田市 学校部活動の地域連携の全体像

基本方針

- ① 生涯にわたってスポーツ・芸術文化等の活動に親しむことができる環境整備
- ② 多様な運営主体による持続可能な体制の構築
- ③ 地域の実情に応じた段階的な推進

学校部活動の地域連携



3 今後の取組等

十和田市教育委員会では、令和7年度から、実施可能な部活動について順次、保護者や地域が運営する地域クラブ活動などへ平日の部活動も含めて地域連携を目指します。

また、令和12年度から、すべての部活動を休日に行わないことを目標とし、取組を進めます。

(1) 部活動の地域連携2区分・3体制

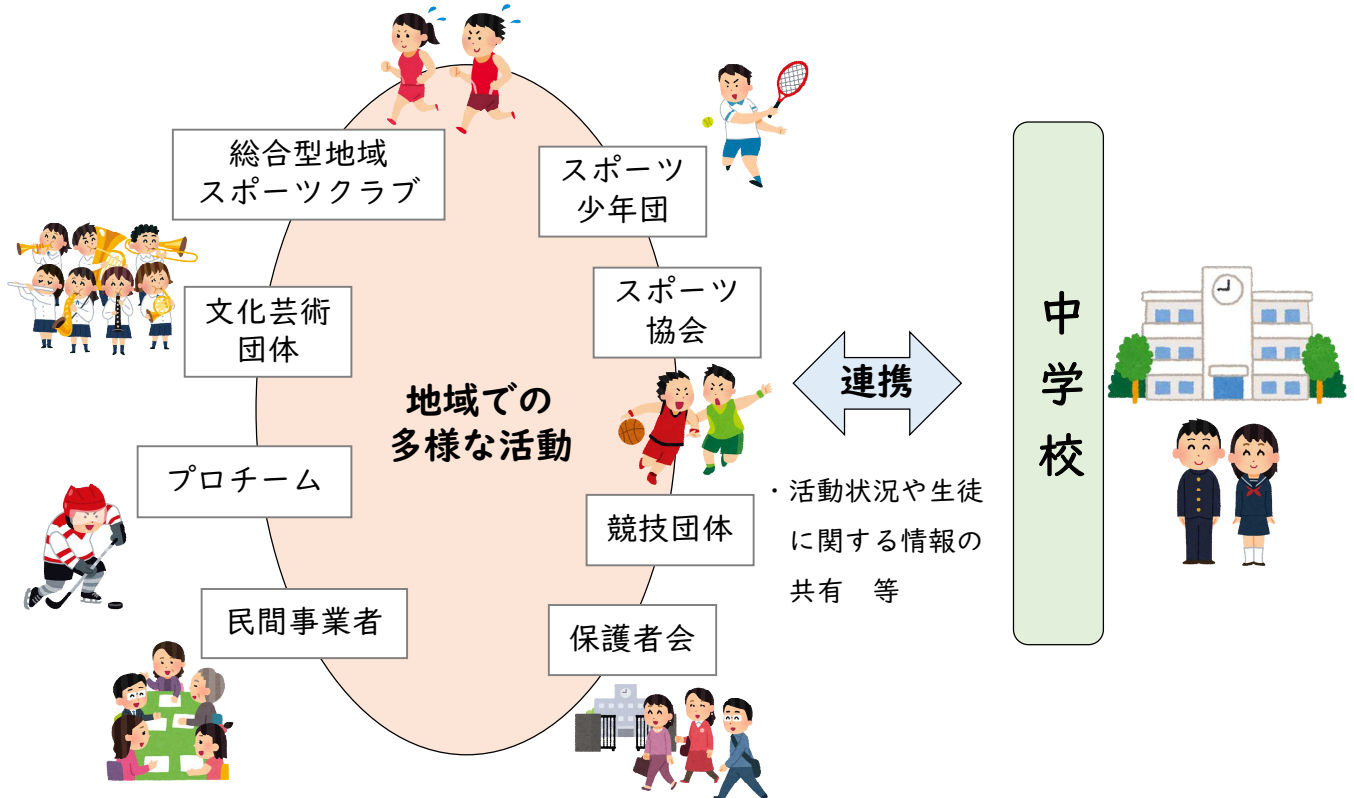
| 活動区分 | 母体となる団体 | 実施体制 | 指導者 |
|---------|----------|---------------------------------|---------------------------|
| 地域クラブ活動 | 多様な組織・団体 | ① 地域クラブ活動 | ・各競技団体の指導者 ・希望する教師等 |
| 部活動 | 学校 | ② 合同部活動 ア 合同チーム方式 イ 拠点校方式 | ・教師等 ・部活動指導員 ・外部指導者 |
| | | ③ 単独学校部活動 | |

① 地域クラブ活動

(地域の実情に応じ、段階的に地域連携へ<目指す姿>)

「地域クラブ活動」とは、従来の中学校における部活動に代わる新しい形態の活動で、学校外の地域を基盤として行われるスポーツや文化芸術活動を指します。

この活動は、学校の教育活動の一環ではなく、地域社会の中で行われる社会教育の一環として位置づけられています。



現在の部活動の形から地域クラブ活動にすぐに移行できない場合は、段階的に地域連携を目指します。

② 合同部活動

【ア 合同チーム方式】

合同チーム方式では、複数の学校が一つの部活動を構成します。具体的には、近隣の学校の部活動メンバーが一緒になって定期的に練習を行い、試合に臨む形を取ります。人数が少ない部活動でも多くの人数で活動ができ、より質の高い指導や競技力向上に繋がります。

その一方で、移動時間の増加や活動日程の調整など、複数の学校が関わるための課題もあります。

合同チーム編成の条件

- (ア) 合同チームとして、それぞれの学校計画に基づいて活動している。
- (イ) 合同チームは、複数の学校で編成されている。

【イ 拠点校方式】

拠点校方式は、特定の学校が拠点となり、その学校の部活動に他の学校の生徒が参加する方式です。拠点となる学校には担当の指導教員が配置され、複数学校の生徒と一緒に部活動を行う形になります。同じく人数に余裕ができ、各種スポーツの競技力向上への効果が期待できます。

但し、これも移動時間の問題や、特定の学校が拠点となるためその学校の設備に依存するという課題があります。

拠点校方式実施の条件

- (ア) 希望する生徒はいるが、在籍校に部活動そのものがない場合。
- (イ) 実施期間は、原則として1年間（年度単位）とします。
- (ウ) 参加にあたっては、生徒の在籍校並びに受入校の校長の承認を必要とします。
- (エ) 参加生徒及び保護者は、受入校の部活動規定（規約）に従って活動するとともに、活動中は受入校の生活指導に従うことへの同意が必要となります。

③ 単独学校部活動

将来的に部活動は、平日・休日を問わず、地域クラブ活動に移行します。

(2) 部活動の地域連携に向けた十和田市教育委員会及び学校の取組

① 十和田市教育委員会の取組

ア 計画の推進【部活動・地域クラブ活動】

十和田市教育委員会は、部活動の地域連携に向け、地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者で構成する地域連携実行委員会を設置します。

地域連携実行委員会では、各学校の部活動の地域連携に向けて、指導者の確保や地域クラブ運営団体等の有無などの実態を把握するとともに、地域の関係団体等と連携して、県の推進計画と軌を一にしながら、地域連携に向けた計画の進捗を管理します。今後、国や青森県の指針・方針が改訂された場合などは、適宜、見直しを行います。

十和田市教育委員会は、計画に基づき、部活動の地域連携の推進に取り組みます。

イ 地域クラブ活動の体制整備についての実践研究【地域クラブ活動】

可能な部活動から地域スポーツ団体等との連携が進むように、地域クラブ活動との体制整備についての実践研究（休日部活動地域連携スポーツ教室事業）に取り組めます。

※令和6年度 休日部活動地域連携スポーツ教室事業

- ・柔道（協力：十和田市柔道協会）
- ・陸上競技（協力：十和田市陸上競技協会）ともに年間3回を実施

ウ 地域クラブ活動との連携・支援【地域クラブ活動】

地域クラブ活動への連携が円滑に進むように、スポーツ団体への周知等を行うほか、新規に立ち上げる際に課題となる指導者や練習場所の確保に向けた情報提供等の支援を行います。

エ 部活動指導員の確保【部活動】

教職員の部活動指導に係る負担軽減及び部活動環境の向上のため、各学校の配置希望、部活動数や顧問教員の時間外在校等時間数を考慮し、引き続き部活動指導員を配置します。

オ 教師等の兼職・兼業制度の整備【地域クラブ活動】

地域クラブ活動に従事することを希望する教師等については、学校以外の実施主体から報酬を受けて従事することとなるため、十和田市教育委員会から兼職・兼業の許可を得て従事することになります。

その手続きが円滑に行われるよう、兼職・兼業制度や手続き等の理解増進に向け、地域クラブ活動の実施主体、兼職・兼業を希望する教師等や所属校等への周知を行います。

カ 共通理解を図るための情報発信【地域クラブ活動】

本推進計画について、十和田市教育委員会は学校と連携し、教職員、生徒・保護者、そして地域住民に対して、市のホームページなどを活用しながら情報を発信し、理解促進に努めます。

② 学校の取組

ア 学校部活動の地域連携

校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化団体や民間事業者と連携し、合同練習（合同部活動方式を含む）等を実施するほか、休日だけでなく平日も地域と協力して活動する機会を増やすなど、本推進計画の方針のもと、地域連携を推進します。

イ 学校部活動に関する方針の策定等

校長は毎年度、「十和田市の部活動方針」に基づいて、「学校の部活動に係る活動方針」を策定します。顧問は年間・月間の活動計画や実績を校長に提出します。

ウ 指導・運営に係る体制の構築

校長は教師に加え、外部指導者や部活動指導員を確保し、生徒の安全や教職員の負担軽減を考慮して適切な数の部活動を設置します。

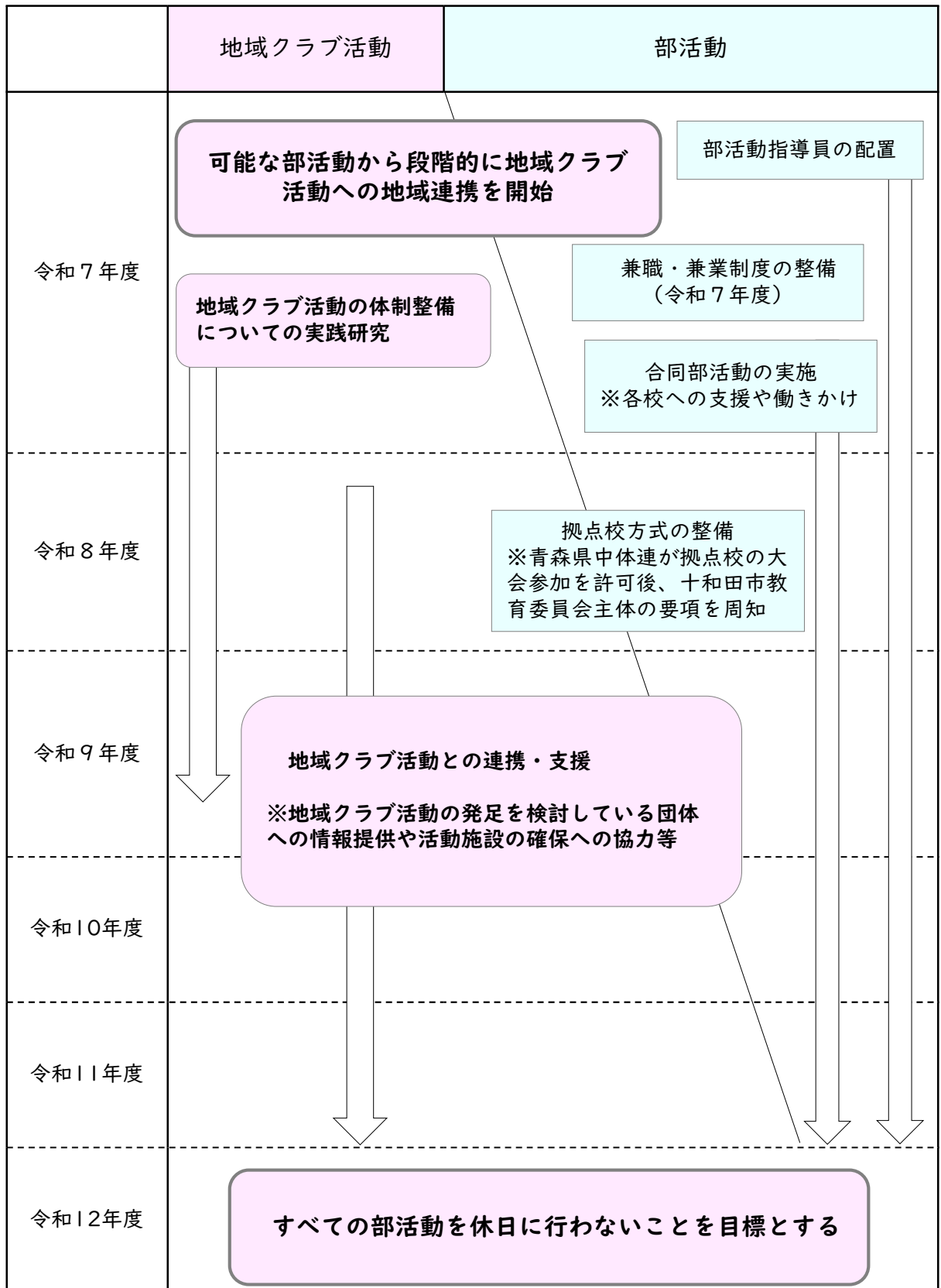
エ 適切な指導の実施

校長や指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰やハラスメントを防止します。

オ 適切な休業日等の設定

生徒が健康的な生活を送れるよう、学期中は週2日以上 of 休養日を確保します（平日1日＋週末1日以上）。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。

(3) 地域連携の取組スケジュール（～令和12年度）



4 取組を進める上での課題と対応策

| 課 題 | 対 応 の 例 |
|------------------------------------|---|
| 保護者の会費等負担が増加 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校の設置者は、学校を練習会場として使用できるように努める（学校の施設開放のための利用規程等ルールを定める）。 ・学校の部活動と用具を併用する。 |
| 活動会場の変更による、保護者の送迎等負担の増加 | <ul style="list-style-type: none"> ・活動時間を工夫する。 ・学校を会場として使用できる日に限定して活動する。 |
| 地域クラブ等の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・小学校のスポーツ少年団の対象を中学生まで広げる。 ・中学校と連携し、学校施設を地域クラブの活動拠点として活用する。 ・地元企業やNPO法人と協力し、活動場所や資金面での支援を得る。 |
| 指導者の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・県の人材バンクを活用する。 ・教師等が兼職・兼業等により指導できる環境をつくる。 ・大学生（短大生を含む）を活用する。 |
| 指導者の報酬 | <ul style="list-style-type: none"> ・クラブ運営に必要な経費として、会費等の徴収を検討する。 |
| 指導者の資質向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・指導者への研修を実施する。 |
| 平日と休日等で指導者が変わることで指導方針が異なるなどして生徒が混乱 | <ul style="list-style-type: none"> ・平日に部活動を指導していた部活動指導員や外部コーチが休日の指導に当たる。 ・年間を通じて全ての活動を移行するのではなく、回数や日数をあらかじめ決めて、体験教室の形で段階的に実施する。 ・学校と地域クラブの指導者が、定期的に指導方針等について共通認識を図る。 |
| 休日、部活動以外での活動時の怪我・事故 | <ul style="list-style-type: none"> ・部活動以外の保険に加入する。 |

5 その他

(1) 十和田市立中学校部活動地域連携推進計画 策定経緯

| | | | |
|------|--------|--|----|
| 令和5年 | 6月15日 | ・第1回十和田市部活動地域移行推進協議会 | |
| | 7月4日 | ・中学校部活動及び今後のスポーツ・文化活動の在り方等についての調査実施<対象：市立中学1・2年生>（7月21日まで） | |
| | 9月27日 | ・第2回十和田市部活動地域移行推進協議会 | |
| | 10月25日 | ・中学校部活動及び今後のスポーツ・文化活動の在り方等についての調査実施<対象：市立中学校教員>（11月2日まで） | |
| 令和6年 | 1月17日 | ・中学校運動部活動の地域移行に係るスポーツ団体アンケート実施（2月2日まで） | |
| | 2月28日 | ・第3回十和田市部活動地域移行推進協議会 | |
| | 6月12日 | ・第1回十和田市部活動地域連携実行委員会 | |
| | 9月25日 | ・第2回十和田市部活動地域連携実行委員会 | |
| 令和7年 | 2月14日 | ・第3回十和田市部活動地域連携実行委員会 | |
| | 2月21日 | ・パブリックコメントの実施（3月7日まで） | |
| | 3月18日 | ・教育委員会定例会にて説明 | 予定 |

(2) 十和田市部活動地域移行推進協議会委員名簿

任期：令和5年6月15日から令和6年3月31日まで

| No. | 団体・役職名 | 氏名 | 備考 |
|-----|--------------------------------------|--------|----|
| 1 | 十和田市スポーツ少年団 本部長 | 村上 三郎 | |
| 2 | 十和田市スポーツ協会 理事 (十和田市バスケットボール協会 会長) | 杉澤 孝 | |
| 3 | 十和田市スポーツ協会 係長 | 伊藤 明彦 | |
| 4 | 十和田市文化協会 会長 | 斗澤 恵子 | |
| 5 | 十和田市連合PTA 会長 | 長谷地 信也 | |
| 6 | 十和田中学校 校長 | 附田 篤 | |
| 7 | 東中学校 校長 | 中野 寿彦 | |
| 8 | 切田中学校 校長 | 小山内 敦 | |
| 9 | 十和田市教育委員会 教育部長 | 小川 友恵 | 座長 |
| 10 | 十和田市教育委員会 教育総務課長 | 乗田 育人 | |
| 11 | 十和田市教育委員会 指導課長 | 佐々木 隆一 | |
| 12 | 十和田市教育委員会 スポーツ・生涯学習課長 | 坂下 淳 | |

(3) 十和田市部活動地域連携実行委員会委員名簿

任期：令和6年6月12日から令和8年6月11日まで

| No. | 団体・役職名 | 氏名 | 備考 |
|-----|------------------------------------|--------|-----|
| 1 | 十和田市スポーツ少年団 副本部長 | 大木 春男 | |
| 2 | 十和田市スポーツ協会 理事 (十和田市ソフトテニス協会 会長) | 八島 明彦 | |
| 3 | 十和田市スポーツ協会 係長 | 伊藤 明彦 | |
| 4 | 十和田市文化協会 副会長 | 清川 吉夫 | |
| 5 | 十和田市連合PTA 会長 | 黒田 真之 | |
| 6 | 十和田中学校 校長 | 佐々木 隆一 | |
| 7 | 大深内小・中学校 校長 | 林 亨 | |
| 8 | 甲東中学校 校長 | 長末 道夫 | |
| 9 | 十和田市教育委員会 教育部長 | 浦田 陽子 | 委員長 |
| 10 | 十和田市教育委員会 教育総務課長 | 乗田 育人 | |
| 11 | 十和田市教育委員会 指導課長 | 江渡 勇 | |
| 12 | 十和田市教育委員会 スポーツ・生涯学習課長 | 坂下 淳 | |

(4) 事務局

十和田市教育委員会の担当部署は以下のとおりです。なお、取組全般に関するお問い合わせは、指導課までご連絡ください。

| 部 局 | 課 | 役 割 |
|-------|--|---|
| 教育委員会 | 教育総務課 TEL:0176-58-0182 ✉:kyoikusomu@city.towada.lg.jp | <ul style="list-style-type: none">・部活動指導員の配置・研修・教師等の兼職・兼業制度の運用・学校備品の取扱いの管理 |
| | 指導課 TEL:0176-58-0183 ✉:shido@city.towada.lg.jp | <ul style="list-style-type: none">・地域連携の取組全般・地域連携の計画策定・地域連携支援策の検討・学校との連携 |
| | スポーツ・生涯学習課 TEL:0176-58-0187 ✉:spogak@city.towada.lg.jp | <ul style="list-style-type: none">・地域クラブの設立支援・地域クラブ指導者の情報提供・地域クラブ指導者の研修・スポーツ施設、文化施設の利用調整・学校施設の利用調整・地域連携スポーツ教室事業の運営 |

十和田市立中学校部活動地域連携推進計画

令和7(2025)年3月

発行：十和田市教育委員会

〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号